

本人確認書類一覧

2022/11/15

BIC WiMAX

【注意】コピーの取得不要(目視確認のみ)

★ 1点で受付可能なもの

書類	条件等
運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの（国際免許は除く）、現住所の記載があるもの ※2012年4月1日以降に交付された顔写真付きの「運転経歴証明書」を含む
日本国パスポート（外国のものは受付不可）	有効期限内のもので、現住所が記載されているもの（現住所欄のないパスポートは補助書類が必要）
身体障害者手帳	顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
療育手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
精神障害者保健福祉手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
国民健康保険証	有効期限内のもので、現住所が印字されているもの
健康保険証(社会保険)	有効期限内のもので、現住所が印字されていないもの
特別永住者証明書	有効期限内のもので、現住所の記載があるもの
住民基本台帳カード	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
議員身分証明書	衆・参議院議員に限らない（市区町村議員も可）現住所の記載があるもの
個人番号カード（マイナンバーカード）	有効期限内のもので、顔写真、氏名、生年月日、現住所の記載があるもの マイナンバーの通知カードは本人確認書類として受け付けできません。 （補助書類としても受け付けできません）

★ 特定の2点で受付可能なもの

書類	条件等
在留カード+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 外国パスポートは有効期限内のもの
外国人登録証明書+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 在留資格が「短期滞在」「資格なし」以外であるもの
米軍IDカード+外国発行パスポート	パスポートに住所の記載がない場合は、原本の余白に本国の住所の記入が必要 契約住所には日本国内(基地内など)の住所を記入

※ 記載住所(現住所)と契約住所が異なる、または住所の記載が無い場合は別表の補助書類が必要

★ 補助書類が必要になるもの

書類	条件等
医療費の補助を受ける事のできる手帳	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)①”に記載
医療費関連の受給者証	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)②”に記載
老人保健法医療受給者証	
老人医療費受給者証	
国民健康保険退職被保険者証	
国民健康保険特例退職者被保険者証	
遠隔地用被保険者証	
学生用被保険者証（国民健康保険のみ）	
健康保険高齢受給者証	
健康保険被保険者受給資格者証	
船員保険証・船員保険高齢受給者証	
船員保険被扶養者証	
厚生保険年金手帳	
船員保険年金手帳	
介護保険被保険者証	
各種国家資格免許	発行元が官公庁であること
官公庁の職員証	
国家公務員共済組合の組合員証	
地方公務員共済組合の組合員証	
私立学校教職員共済制度の加入者証	
外交官身分証明票（IDカード）	
休日夜間等受診証	
公務員身分証明書	
市区町村発行のシルバーカード	発行元が官公庁であること
市区町村発行の身分を証明するもの（カード型）【例】・市民証・市民カード類	発行元が官公庁であること
自衛官身分証明書	
大使館職員証明書	
国民年金手帳	青色は受付不可（オレンジ色は保険証と同等）
介護保険証	

※ 補助書類詳細は別表の一覧を参照

本人確認書類一覧(別表)

2022/11/15

★ 補助書類が必要になるもの(補足)

名称(種類)	具体名
① 医療費の補助を受けることができる手帳	健康管理手帳 被爆者健康手帳 公費医療手帳 介護手帳
② 医療費関連の受給者証 (自治体により名称は異なる)	心身障害者医療費受給者証 母子家庭医療費受給者証 父子家庭医療費受給者証 福祉医療費受給者証 乳幼児医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証

★ 補助書類一覧

【現住所証明書】 健康保険等の住所記載がない本人確認書類の補助書類
 【現住所相違有】 本人確認書類に記載された住所と現住所が異なる場合の補助書類
 ※一部書類を除き発行日より3か月以内のものに限る

名称(種類)	確認書類 受付可否		条件等		
	【現住所証明書】	【現住所相違有】	【現住所証明書】	【現住所相違有】	
公共料金領収証・請求書	○	○	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話)	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話) <領収書に限る>	
住民票	○	○	発効日から3ヶ月以内のもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	
各種料金の 領収書/請求書	○	×	原則本人宛のものに限るが家族宛の場合(苗字と住所が同一)は 本人確認書類にて家族・同居が確認できれば受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	総務省令にて不可のため	
			電話料金 (移動体)	×	総務省令にて一部サービスが不可のため
			電話料金 (新電電) 電話料金 (NTT)	○	NTT東西は可、NTTコムは不可 <領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
			NHK放送 受信料	○	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
CS・BS・CATV 放送受信料	×	総務省令にて不可のため			
船員保険証・船員 保険高齢受給者証 船員保険被扶養者 証	○	×	電気 ガス 水道 苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	領収証でないため	
印鑑証明書	○	○	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	
賃貸契約書	○	×	入居日から1ヶ月以内のものに限る	公的機関から発行されたものではないため	
行政機関発行の 領収証/請求書等	○	○	苗字と住所が同一のものに限り受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	
					市民税
					固定資産税 自動車税 国民健康保険 国民年金保険料
市区町村発行の身分を証明するもの(カ)	○	○	本人宛のものに限る 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	
戸籍の附票	○	○	-	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	
介護保険料納入通知書	○	×	-	総務省令にて不可のため	
学生証	○	×	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの	

★ 補助書類(姓名相違証明)

【姓名相違証明】 改姓名により本人確認書類とクレジットカード名義相違を同一者とみなす為の補助書類 (旧姓名⇒新姓名の変更履歴を証明)

名称(種類)	条件等
① 運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの(国際免許は除く) 裏面に改姓名の履歴があるものに限る(表面:旧姓名、裏面:新姓名への変更履歴の記載)
② 戸籍謄本/戸籍抄本	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る
③ 住民票(改姓証明住民票)	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る